

教職課程認定申請手続等に係る 留意事項について

- 2023.12.20
令和5年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 課程認定の申請に向けてのスケジュール
2. 申請書の作成上の注意
3. 変更届について



1. 課程認定の申請に向けてのスケジュール

①事前相談

申請を予定している大学は、必ず事前相談を行うようお願いします。

※ただし、大学院研究科専攻等における専修免許状に関する課程認定申請は任意

- 事前相談期間: 令和6年1月15日(月)～3月8日(金)(土日祝日、休日及び特定日を除く)

※例年申請書提出〆切前は非常に混むので、早めに相談を行うこと。

- 予約開始: 令和6年1月4日(木)午前10時～

<https://forms.office.com/r/NqKBCRz0Yu>にて予約 (電話・メールでの予約は行わない。)

→文科省の連絡をもって予約確定

- 資料提出期限: 相談日の1週間前

- 提出書類(古い様式でも可)

・様式第2号

・様式第7号ア及びウ

・学則(履修規程等、認定を受けようとする学科等の開設科目と履修方法が分かるもの)

・シラバス(教育の基礎的理解に関する科目等、各教科・領域の指導法、特支に関する科目)

・様式第10号ア又は様式第11号ア(教職課程認定基準10又は11による申請を行う場合のみ)

・ほかに準備ができていない課程認定申請書類

※教員の研究業績は足りているか、学科等の目的・性格と申請する免許状との相当関係は問題ないか、様式第10号の書きぶりで問題ないか等の課程認定委員会での専門的審議に係る内容については回答できないので、大学内で議論した上で相談を行うこと。



1. 課程認定の申請に向けてのスケジュール

②申請書提出

申請書提出期間: 令和6年3月11日(月)～3月18日(月)

申請書提出用Box: <https://mext.ent.box.com/f/1fba96f13ec843638131e14f393fc08f>

提出報告フォーム: <https://forms.office.com/r/a12zER1UXY>

※申請書提出の際、チェックリストやQ&Aを参照の上、資料上に誤りがないか確認すること。

特に様式第2号及び第4号は誤りが多いので、大学内でしっかりと確認すること。

※様式は文部科学省ホームページに掲載している最新のものを用いること。

様式第2号及び様式第4号は様式を改訂したので注意。

<主な変更点>

様式第2号:(幼稚園教諭)単位数の記載内容変更及び教職専任教員数について教職課程認定基準4-1(3)に対応した人数を記載

その他の学校種も改訂しているので、最新版を用いること。

様式第4号:性別記入欄の削除

(例)様式第2号(幼・領域及び保育内容の指導法)①

●単位数	A.教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)	10単位	●「領域に関する専門的事項」における教職専任教員数(複合領域における教職専任教員を含む)	3人
	B.教員の免許状取得のための選択科目	0単位	●「教育の基礎的理解に関する科目」における教職専任教員数	2人
	「領域に関する専門的事項」及び「各保育内容の指導法」の必修単位数の合計(A+C)	22単位	●「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び、生徒指導、教育相談等に関する科目における教職専任教員数	1人
	「領域及び保育内容の指導法に関する科目における開設授業科目の合計単位数」(A+B+C+D)－「免許状取得に必要な最低修得単位数」 ※保育内容の指導法の開設単位数も含めて記載すること	20単位	●教職専任教員数(合計)	6人
			●必要教職専任教員数	6人

2. 申請書の作成上の注意



①様式第4号(履歴書及び教育研究業績書)の作成について

- 担当教員が作成する履歴書及び教育研究業績書について、提出前に形式的な誤りがないか事務局が必ず確認を行うこと。特に執筆ページや概要が不明瞭の場合、課程認定委員会での審査が不可能であり、関連業績がない又は判然としないという指摘を受けることになるため留意すること。
- 担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。
(手引き「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」参照)
- 教育研究業績書の内容が担当する授業で求められる業績に関連性が薄ければ、課程認定委員会より授業形態の変更(オムニバスや複数担当)を求めることがあり、課程認定委員会の指摘後、概ね2週間程度で回答を求めることとなるため、適切な教員が授業を担当しているか申請書提出前に精査すること。



①様式第4号(履歴書及び教育研究業績書)の作成について

近年、申請書類に記載方法の誤りが多くみられます。特に誤りが多い箇所について、お示ししておりますので、提出前に今一度御確認ください。

(15)【文科】—1

様式第4号(教員個人に関する書類)

履歴書

()内は様式第3号の備考欄で付した通し番号、()内は当該教員の姓を記載し、—(ハイフン)の後に、様式第4号の通し番号を付番すること。

履 歴 書		
フリガナ	モンカ タロウ	生年月日 (年齢)
氏名	文科 太郎	昭和〇〇年〇月〇〇日 (満〇〇歳)
現住所	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2	
学 歴		
年月	事 項	
昭和XX年X月	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業(学士(教育学))	
平成XX年X月	〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 修了(修士(教育学))	
職 歴		
年月	事 項	
昭和XX年X月	〇〇県立〇〇小学校 教諭(平成XX年X月まで)	
平成XX年X月	〇〇県立××小学校 教諭(平成XX年X月まで)	
平成XX年X月	△△大学△△学部△△学科 講師(令和XX年X月まで)	
令和XX年X月	△△大学△△学部△△学科 准教授(現在に至る)	
現在の職歴に下線を引くこと。		
過去の課程認定委員会における教員審査(単独担当「可」) 教育方法・技術論(平成XX年度、××大学 講師) 総合的な学習の時間の指導法(平成30年度、××大学 講師) <再課程認定>		
再課程認定による教員審査で記載できる授業科目は限られています。 (各教科の指導法(小学校課程の英語に限る。) ・教科に関する専門的事項(小学校課程の英語、及び中学校・高等学校課程の外国語(英語)のうち、英文学に限る。) ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・総合的な学習の時間の指導法(養・栄においては「総合的な学習の時間に関する内容」) ・複合科目及び複合領域		
学会及び任会における活動等		
現在所属している学会	日本〇〇学会、△△学会	
年月	事 項	
平成XX年X月	日本〇〇学会 会員(現在に至る)	
平成XX年X月	全国〇〇協議会 会員(平成XX年X月まで)	
賞 罰		
年月	事 項	
	特記事項なし	
上記のとおり相違ありません。		
令和●年 3月 1日	氏名 文科 太郎	

直近10年以内の課程認定審査で単独「可」と審査された科目を記載すること。
(変更届による担当やオムニバス・複数担当は記載不可。)

(15)【文科】—2

様式第4号(教員個人に関する書類)

教育研究業績書

令和●年3月1日			
氏名 文科 太郎			
認定を受けようとする課程における担当授業科目			
教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	特別支援教育に関する科目
・算数科指導法Ⅰ(オムニバス)	担当形態を()で記載すること。	・教育方法・技術論(単独) ・総合的な学習の時間の指導法(単独)	授業科目を記載する区分が適切か確認すること。 【よくある誤記】 教育の基礎的理解に関する科目等の「特別の支援を必要とする…」科目を「特別支援教育に関する科目」欄に記載している。
教育上の能力に関する事項			
事項	年月	概要	
(教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育上の能力に関する次学等の評価、実務の経験を有する者についての特記事項等)			
1. 教育方法の実践例	平成XX年X月～	授業において配付する資料を事前にWeb上に掲載し、学生が予習・復習に活用できるようにしている。また、オフィスアワー及びメールにて、学生からの相談を随時受け付けている。	
2. 作成した教科書・教材	平成XX年X月～	平成XX年度●●県教育委員会「〇〇研修会」で活用する教材を作成した。	
3. 教育上の能力に関する大学等の評価	平成XX年X月	××大学より、平成XX年度優秀教員表彰を受賞した。	
4. 実務の経験を有する者についての特記事項	令和X年X月	××高等学校3年生を対象とした大学講義体験授業の講師を務めた。	
職務上の実績に関する事項			
事項	年月	概要	
1 資格、免許	平成XX年X月	小学校教諭専修免許状(免許状番号:平〇小専第XXX号)	
2 学校現場等での実務経験	8年	××小学校 教諭(昭和XX年X月～平成XX年X月) ××小学校 教諭(教務主任)(平成XX年X月～平成XX年X月)	
複数の勤務歴がある場合、合算した年数を記載すること。			
3 実務の経験を有する者についての特記事項	平成XX年X月 平成XX年X月	××大学附属〇〇小学校における授業の指導助言 ××大学教員免許状更新講習「〇〇〇〇」講師	
4 その他		特記事項なし	



①様式第4号(履歴書及び教育研究業績書)の作成について

担当授業科目	著書、学術論文等の名称	単著 共著	発行 年月	出版社又は 発行雑誌等 の名称	執筆ページ数 (総ページ数)	概要 (共著の場合は全員の著者名を記載) (共著及び執筆ページ数が抽出できない場合は執筆箇所を詳述)
算数科指導 法I、II(オ ムニバス)	(教育実践記録等) 1. □□□□	単	平成○○年 ○月	□□	□□	□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□
	2. ××××	単	平成○○年 ○月	×××	×××	×××××××××××××××× ××××××××××××××××
教育方法・技 術論(単独)	(著書) 1. ○○○○	単	平成○○年 ○月	○○	○○	○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○
	(学術論文等) 1. △△△△	共	平成○○年	△△△	△△△	【当該業績全体の概要】 △△△△△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△△△△△△△ 【本人執筆部分の概要】 第○章「○○」について執筆し、 ○○○○○○○○○○○○○○であること を述べた。 著者：文科太郎、△山△成
総合的な学 習の時間の 指導法(単 独)	(著書) 1. ○○○○	単	平成○○年 ○月	○○	○○	(再掲のため、略)
	(その他) 1. ◇◇◇◇	共	令和○○年 ○月	◇◇◇	◇◇◇	(抽出 不可) (◇◇) 【当該業績全体の概要】 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 【本人の果たした役割】 ◇◇◇◇◇ 著者：文科太郎、△山△成(計○名)

担当形態を()で記載すること。

(著書)・(学術論文等)・(教育実践記録等)・(その他)のいずれかの区分を記載すること。独自の区分は作成しないこと。

担当授業科目に関連する、過去10年以内の活字業績を記載すること。以下のものは当該欄には記載できない。
・活字業績でない業績(口頭発表、絵画等の作品)
・広く世間一般に向けて刊行されていない業績(研修会配布資料(活字化し、冊子等に掲載したものを除く)等)

一つの枠にまとめることができるのは、番号違いのみの一連の科目のみ。

200字程度で業績の概要を授業科目との関連が分かるように記載し、特に関連している箇所を下線を引くこと。

・ページ数の合計を記載すること(75~90ページを執筆したのであれば、16と記載)。
・共著業績の場合、当該業績の総ページ数を()で記載すること(学術論文や教育実践記録執筆し、紀要などの論文集に掲載している場合、当該欄に示す全体のページ数は論文集(冊子)全体の総ページ数ではなく、当該論文等の総ページ数です)。

【共著業績の場合】
・【当該業績全体の概要】と【本人の執筆部分の概要】をそれぞれ明記すること。
・本人を含めた共著者全員の氏名を記載すること(著者が多数の場合は、本人を含めた主要な著者名を記載の上、著者の合計人数を「計○名」と記載すること)。その上で、本人の氏名に下線を引くこと。

(教育実践記録等)
1. ○○○○

同一の研究業績等の同一の内容が複数の授業科目に関係する場合のみ省略可能(「概要欄」以外は省略不可)。
・授業科目ごとに関連する箇所が異なる場合には略さず、概要を書き分けること。
・「作成した教科書・教材」等に記載したことを理由に省略することはできない。

役割が「監修、編集、翻訳、執筆指導、発表、実験データ提供」など、本人が当該著書等を直接執筆していないものは本人の活字業績としてみなすことはできない。「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」欄に記載すること。

【その他の注意点】

- 様式の記載上限は6ページまで。
- 「著書・学術論文等の名称」欄に記載する区分は(著書)(学術論文等)(教育実践記録等)(その他)のみ。独自のものは作らないこと。
※それぞれの区分の内容は手引きを参照。
- 「担当授業科目に関する研究業績等」は本人の活字業績が必要。
実務経験のある教員についても、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等の活字業績を有することが必要(手引きの「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」参照)。
- 「概要欄」について、同一の研究業績等であっても、授業科目ごとに関連する箇所が異なる場合には、「再掲のため、略」とせず、授業科目ごとに「概要」欄を書き分けること。

②事務的確認において特に多い間違い

<様式第2号>

- 「**一般的包括的な内容を含む科目**」が必修又は選択必修科目に位置付けられていない、**科目名と単位数に下線が引かれていない**
- 「**教科に関する専門的事項**」に開設する授業科目について、他学科等の授業科目を用いる場合、課程認定基準4-3(2)等で定める上限を超えている
- 「**教員の免許状取得のための必修科目**」で記載している単位数が**必要最低修得単位数を満たしていない**
- 「**大学が独自に設定する科目**」の備考の書きぶり及び「**他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計**」が誤っている
- 教職専任教員数、単位数の合計が表の合計と合っていない
- 中高の教職課程を申請する場合で、「**教育の基礎的理解に関する科目等**」の様式を中高でまとめていない、合計単位数などの中高それぞれの内訳を記載していない、各教科の指導法の教職専任教員数を教科別に記載していない 等

<教職課程コアカリキュラム対応表>

- 選択科目を対応表に記載している(必修又は選択必修で教職課程コアカリキュラムを網羅する必要あり。)
- ページ数の記載誤り(一覧表記載のページ番号と対応表のページ番号が異なる。対応表記載のシラバスページ番号とシラバスのページ番号が異なる。)
- 中高で修得科目の組合せが異なるのに対応表を一つしか作成していない



②事務的確認において特に多い間違い

<シラバス>

- オムニバス科目のシラバスにおいて各授業回を担当する教員の氏名を記載していない
- 授業計画が漠然又は単語レベルでの記載となっており、教職課程コアカリキュラムに対応しているか判然としない
- 「科目」欄について、「教科及び教科の指導法に関する科目」の場合に括弧書きで学校種(中高の場合さらに免許教科)を記載していない
- 「施行規則に定める科目区分又は事項等」欄について、中・高と養など事項が異なる場合に書き分けをしていない
- 「施行規則に定める科目区分又は事項等」欄について、教科(領域)の専門的事項を記載する場合、「施行規則に定める科目区分」(例えば、免許教科「理科」ならば物理学など)を記載していない
- 授業計画について複数の授業回をまとめて記載している
(例:第3回～第10回 ○○○)
- 複数の学校種に共通開設された科目であるのに、特定の学校種に偏った授業内容になっている
- 「テキスト」、「参考書・参考資料等」のどちらもが「なし」、「未定」
- 「教職実践演習」のシラバスの様式は異なるので留意。クラスの受講人数が示されていない。授業内容が演習を中心としていない
(「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」を参照)



②事務的確認において特に多い間違い

<様式第5号>

- 実習校の学級数の合計が記載されていない
- 実習校の学級数の合計が基準を満たしていない
- 実習校(教育委員会)からの受入承諾書を添付していない。又は受入承諾書以外の書類を添付している
※受入承諾書は公印不要、実習校から紙で提出された場合はスキャンしたもので可

<その他>

- 様式間の記載の不一致(教員氏名、授業科目名称、単位数、必修／選択の別、担当形態など)
- 履修規程や学位規程の提出漏れ
※学則に授業科目や学位が規定されていない場合提出が必要
- 学則・履修規程等における認定を受けようとする課程の授業科目・単位数(様式第2号に記載の科目)についての強調(下線や着色等)をしていない。
※着色した場合は、欄外に凡例を示すこと。
- 同一ファイル中でページごとの表示サイズが大きく異なっている
- 右上に表示するページ番号の表示が小さい、しおりがない



申請書提出前に今一度大学内で確認をお願いします。

チェックリストの御活用を！

過年度の申請書も御参考に

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/mext_02181.html



3. 変更届について

○教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届けなければならない(免許法施行規則第21条第2項)が、毎年複数の大学から変更届の提出漏れに関する連絡あり。

○授業科目の新設・廃止、教職専任教員の変更、学科等の名称・入学定員変更、課程認定の取り下げ等の場合は必ず変更後の教育課程を実施する前年度までに提出すること(後期から変更する場合は後期の授業が開始するまで)。

○特に課程認定申請を行う場合及び教職課程認定審査の確認事項1(1)③又は④に基づく変更届の手続きを行う場合、改組前の学科等に関する課程認定取下届の提出が漏れていることが多いので注意すること。

3. 変更届について

○免許法施行規則等の改正に伴い、提出が必要な変更届

免 許 種	書類提出期限	参 考
特別支援学校教諭	令和6年1月末	令和4年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者説明会について:文部科学省 (mext.go.jp) ※提出要領については令和4年10月3日付の事務連絡を参照すること
中学校教諭(理科、技術、家庭)、高等学校教諭(理科、家庭、情報)	令和6年2月末	令和5年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者説明会について:文部科学省 (mext.go.jp) ※提出要領については令和5年10月27日付の事務連絡を参照すること

※いずれの場合も専修免許状に関する教職課程は提出不要